

「労働力不足に対応した先端農業技術導入推進事業」における実証を行う先端農業技術・機械提案募集実施要領

1 目的

県では、農業における労働力不足の克服に向けて、省力効果の高い先端農業技術・機械の普及を推進することとし、本年度から2年間、「労働力不足に対応した先端農業技術導入推進事業」に実施することとしました。

この事業を推進するため、農業機械メーカーから生産現場で実証可能な省力効果の高い先端農業技術・機械の提案を募集するものです。

2 募集対象とする先端農業技術・機械

次の作物ごとに、省力・低コスト化が見込まれるロボット技術やICT等を活用した市販、又は市販予定の先端農業技術・機械で、その効果が県内で未実証のものとしします。

- (1) 野菜（ながいも、ごぼう、にんにく、トマト等）
- (2) 果樹（りんご、ぶどう、おうとう、なし等）

3 応募資格

この提案募集に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立をし、又は申立がなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (3) 県との協力・連携体制を構築できる者であること。

4 日程及び手続並びに企画提案書

- (1) 日程及び手続の流れについて

令和元年5月15日（水） 提案募集開始

令和元年5月29日（水） 提案書の提出期限

令和元年6月上旬 選定会議及び選定結果通知

- (2) 提案書の作成及び提出方法

ア 提案書の様式等

提案書は、様式第1号により作成してください。

イ 提案書の提出方法等

(ア) 提案書の添付書類

提案書には、会社概要及び業務実績（様式第2号）、誓約書（様式第3号）、参考資料（パンフレット等）を添付してください。

(イ) 提出方法

持参又は送付

(ウ) 提出期間

令和元年5月15日(水) から同年5月29日(水) まで（持参の場合は休日を除く。）

(エ) 提出先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県農林水産部農林水産政策課産業技術研究推進グループ

TEL 017-734-9474 FAX 017-734-8133

ウ 提出物に関する問い合わせ

提出物の内容について、文書、電子メール、電話等により問い合わせる場合があります。

5 提案の選定

(1) 提案書の書類審査

提案書の提出期間終了後、関係機関で構成する選定会議において審査を行い、3者程度を選定します。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、全ての提案者に通知します。

6 留意事項

(1) この提案募集への参加に要する一切の費用は、提案者の負担とします。

(2) 著作権の取扱いは、次のとおりとします。

ア 提案書に係る著作権は、提案者に帰属します。

イ 県は、提案者に対して提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払いません。

(3) 提出された提案書等は、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）に規定する不開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となりますが、参加者に無断で本件募集提案以外の用途には使用しません。

< 参 考 >

事業参画者の役割分担

区 分	内 容
メーカー	<ul style="list-style-type: none">・ 現地ほ場への農業機械の持ち込み・ 自社オペレータによる作業の実証・ 実証ほ場の確保 ※実証機械の現地までの運搬、実証作業に要する経費は、提案者負担とします。
(地独) 青森県産業技術センター	<ul style="list-style-type: none">・ 導入時の経営改善効果把握のための調査・ 経営改善効果の成果発表会等での P R
県	<ul style="list-style-type: none">・ 提案募集・ 選定会議の開催・ 実証ほ場の確保・ 農業者、農業指導者を参集する現地実演会の開催・ 経営改善効果等の県内農業者等への P R